

財団法人 21世紀職業財団役員候補者の公募について

財団法人 21世紀職業財団は、以下により役員候補者の公募を行います。

1 公募を実施する団体

特例民法法人 財団法人 21世紀職業財団

2 公募する役員候補者の役職

理事（平成23年3月31日までの期間、専務理事（常勤）に選任の予定。その他の期間は非常勤理事）

3 任期

就任日（平成22年10月を目途）から平成24年7月15日まで

4 職務内容

専務理事としての職務内容、処遇等の詳細については、別紙「職務内容書」をご覧ください。

5 選考の視点

職務内容書において求める資格、経験等を踏まえ、役員として職務を遂行するのに十分な適格性を有しているかどうかを総合的に判断します。

6 選考方法

選考は外部有識者による選考委員会が行います。

(1) 第一次選考（書類選考）

第一次選考は9月初旬を目途に行い、可否の結果は全ての応募者にお知らせします。

(2) 第二次選考（面接選考）

第二次選考は9月中旬を目途に行う予定ですが、詳細は一次選考合格者に対しご連絡します。可否の結果は二次選考を受けた方全員にお知らせします。

(3) 役員への選任手続き

二次選考合格者は評議員会における理事選任の候補者となります。評議員会で理事に選任された応募者は、厚生労働大臣の認可の後、理事に就任し、理事会における互選を経て専務理事に選任される予定です。

7 応募方法

(1) 公募期間

平成22年7月26日（月）～平成22年8月25日（水）

(2) 応募資格経験等

別紙「職務内容書」をご覧ください。

(3) 第一次選考応募書類

次の書類を日本語で作成し、期限（平成22年8月25日必着）までに送付してください。期限を越えたものや全ての書類が整っていない応募書類は受理しません。

ア 履歴書

- ・JIS規格履歴書を用い、最近3ヶ月以内に撮影した顔写真を貼付すること。
- ・確実に連絡の取れる電話番号、携帯電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。

イ 職務経歴書

- ・任意様式にできるだけ詳細に職務経歴を記載すること。（別紙「職務内容書」の「5 必要な資格、経験等」に関連する経験等に係る記述を含む。）

ウ 応募動機・自己アピール文書

- ・応募した動機、公募している職務に自らが適任である理由及び今後の当財団の事業運営（事業内容及び実施体制）に関する提案を記載すること。
- ・A4用紙2ページ、2,000文字以内にとりまとめること。

8 応募書類送付先

〒112-0001

東京都文京区白山5丁目1番3-101号

（財）21世紀職業財団総務部総務課

応募書類は必ず一般書留により公募期間内に到着するように送付してください。また、封筒には「役員応募書類在中」と朱書してください。

9 応募に関する問い合わせ先

（財）21世紀職業財団総務部総務課（加藤、藤野、平）

電話番号 03-5844-1660

電子メール soumu2@jiwe.or.jp

10 その他

- ・応募書類の返送はいたしません。
- ・応募にかかる費用は、全額応募者負担とします。

職 務 内 容 書

特例民法法人 財団法人 21世紀職業財団 専務理事（常勤）

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ等】

専務理事（常勤）は、当財団の理事会の構成員として、財団の経営に関する重要事項を決定するとともに、会長（非常勤）を補佐し、業務を執行する。

当財団は、事業仕分けの結果、平成23年10月以降、国の助成金を支給するなどの事業が廃止されることから、事業の大幅な縮小を余儀なくされている。そこで、専務理事としては、財団独自の事業の企画・開発・実施に意欲を持って取り組むことはもとより、廃止を前提とした助成金支給関連業務の適正な実施の他に、組織の縮小と人員の整理のための計画の策定及びその円滑な実施に向けての条件整備、各方面との折衝などを適切に行うことが求められる。

したがって、財団としては、人格高潔にして人事労務管理を含めた高い組織マネジメント能力を有するとともに、財団の活性化に向けて高い企画力と強い指導力及び実行力を有する人材を求めている。

1 法人名 特例民法法人 財団法人 21世紀職業財団

2 法人の概要

- (1) 設 立 昭和61年4月21日
- (2) 設立目的 女性労働者、子の養育又は家族の介護を行う労働者及び短時間労働者（女性労働者等）の能力発揮のための雇用管理の改善、労働者の仕事と生活の両立のための支援等の諸事業を行うことにより、企業における良好な雇用環境の整備及び女性労働者等の福祉の増進を図るとともに、経済社会の発展に寄与すること。
- (3) 事業概要 設立目的を達成するため、調査研究、情報・資料の収集・提供、研修・講演会の開催、相談、就職準備等のための情報の提供・相談、両立レベルアップ助成金の支給、短時間労働者均衡待遇推進等助成金の支給、その他の事業を行っている。
- (4) 組 織 本部（東京都文京区）、地方事務所（47都道府県）

- (5) 役職員数 役員 12 名（うち常勤 1 名）、常勤職員 146 名、非常勤職員 196 名（平成 22 年 7 月 1 日現在）

- 3 任期 就任日（平成 22 年 10 月を目途）から平成 24 年 7 月 15 日まで
ただし、常勤の専務理事としての任期は理事会で互選された日から平成 23 年 3 月 31 日までとし、その他の期間は非常勤理事（無給）とする。

4 職務内容（専務理事）

- (1) 会長を補佐し、財団の重要な経営方針の立案に参画するとともに、財団全体の業務に関する総合調整。
- (2) 会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務の代行。
- (3) 主務官庁である厚生労働省との折衝。
- (4) 組織の縮小と人員整理の方針の策定及びその実施のための条件整備。
- (5) 助成金関係業務廃止後の財団の事業計画、予算及び業務実施体制の検討。
- (6) 以下の業務に関し、本部及び地方事務所の統括。

ア 総務・経理業務

理事会・評議員会、財団組織、定員管理、人事管理、労使関係、職員研修、予算・決算、予算配付・資金計画、資産管理等に関する業務

イ 企画調整業務

新規事業の企画・立案、事業計画の策定、公益法人改革、行政機関等との連絡調整、広報、出版、賛助会員等に関する業務

ウ 働く女性の活躍支援関係業務

働く女性の全国交流会、女性活躍サポート・フォーラム、ポジティブ・アクション促進のための情報ポータルサイトの開発・運営、女性の活躍推進状況企業診断システムの開発・運営、中小企業におけるポジティブ・アクション導入支援等に関する業務

エ 仕事と生活の両立－ワーク・ライフ・バランスの実現を図る業務

両立レベルアップ助成金の支給、普及促進セミナーの実施、ファミリー・フレンドリー・サイトの運営、両立支援についての情報提供等に関する業務

オ 短時間労働者と正社員の均衡待遇を推進する業務

短時間労働者均衡待遇推進等助成金の支給、パートタイム労働に関する情報提供等に関する業務

カ ハラスメントのない職場づくりのための業務

ハラスメント相談窓口、ハラスメント事案解決支援、ハラスメント防止コンサルタント養成講座・認定試験、公開セミナー、講師派遣、図書・テキストの出版等の業務

【注】非常勤理事としては、財団法人 21 世紀職業財団の定款（寄付行為）の定めるところにより、財団の業務の議決を行う。

5 必要な資格、経験等

- (1) 今後の公益法人改革の方向性に従い、事業及び組織の再編成を含む当財団の経営運営改革に積極的に取り組む意欲を有すること。
- (2) 公益法人の経営、会計、人事・労務管理に関する十分な知識を有すること。
- (3) 相当程度の組織規模を有する民間法人等の管理職として、強いリーダーシップと高い対外折衝能力を発揮した実績を有していること又はこれと同等の職業経歴を有すること。
- (4) 当財団は法律に基づいて国の助成金を支給するなどの業務を行い、中立性・公平性が不可欠であることから、周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができるなど、公務員と同等以上の倫理観を有すること。
- (5) 労働基準法、男女雇用機会均等法、育児介護休業法、パートタイム労働法などの労働関係法令についての一般的知識を有すること。
- (6) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ダイバーシティ・マネジメント、ポジティブ・アクションなどについての一般的知識を有すること。
- (7) 人格高潔で、心身共に健康であること。
- (8) 理事としての任期满了日（平成24年7月15日）において満65歳以下であること。

【注】多様な人材を登用する観点から、行政実務経験、行政機関との調整力については、国家公務員経験者が有利となるため、特に考慮しません。

6 欠格事項

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第65条（役員の資格等）に規定する者は応募できません。（後記の【参考】を参照のこと。）

7 勤務条件（常勤の専務理事の期間）

- (1) 勤務形態 常勤
- (2) 勤務地 当財団本部（東京都文京区白山5丁目1番3-101号）
- (3) 勤務時間 役員であるので、勤務時間、休暇の定めはない
- (4) 給与 役員給与規程による
【参考 月額70万円。別に諸手当あり】
- (5) 福利厚生 健康保険、厚生年金、健康診断
- (6) その他 当財団の規程等に定めるところによる。

【注】給与は財政事情等により変わることがあります。

8 その他

最終合格者には職歴証明書及び健康診断書（過去1年以内に受診した健康診断結果の写し）を提出していただきます。

【参考】一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号）

（役員の資格等）

第六十五条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われている者

三 この法律若しくは会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十九条から第二百七十一条まで若しくは第二百七十三条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）